



平成 20 年 5 月 23 日

各 位

上場会社名 日本精密株式会社
(JASDAQ コード番号 : 7771)
代表者名 代表取締役社長 岡林 博
問合わせ先 専務取締役 金 昌明
(TEL (048)225-5311)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 23 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 20 年 6 月 26 日開催予定の当社定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

定款変更の理由につきましては、次のとおりであります。

変更案第 3 1 条（取締役の責任免除）は、取締役が職務の遂行にあたり、その能力を十分に発揮し、期待される役割を果たし得るようその責任を法令の限度における範囲にとどめるものとし、また社外取締役にふさわしい優秀な人材の招聘を容易にするため、社外取締役との間に責任限定契約を締結することを可能とするものであります。なお、変更案第 3 1 条の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

変更案第 3 4 条（監査役の任期）は、法令で定める監査役の員数が欠けた場合において、補欠監査役の選任を毎年行う不便さを避けるため、補欠監査役の選任の効力を 4 年とするものであります。

変更案第 4 1 条（監査役の責任免除）は、監査役が職務の遂行にあたり、その能力を十分に発揮し、期待される役割を果たし得るようその責任を法令の限度における範囲にとどめるものとし、また社外監査役にふさわしい優秀な人材の招聘を容易にするため、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とするものであります。

上記変更に伴い、条数の繰り下げ等を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 第20条～第30条(条文省略) (新設)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会 第31条～第32条(条文省略) (監査役の任期) 第33条(条文省略) 2(条文省略) (新設)</p> <p style="text-align: center;">第34条～第39条(条文省略) (新設)</p> <p style="text-align: center;">第40条～第46条(条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 第20条～第30条(現行どおり) (取締役の責任免除)</p> <p>第31条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会 第32条～第33条(現行どおり) (監査役の任期) 第34条(現行どおり) 2(現行どおり) 3 <u>補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第35条～第40条(現行どおり) (監査役の責任免除)</p> <p>第41条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第42条～第48条(現行どおり)</p>

3 . 日程

定款変更のための定時株主総会開催日

平成 20 年 6 月 26 日 (木)

定款変更の効力発生日

平成 20 年 6 月 26 日 (木)

以 上